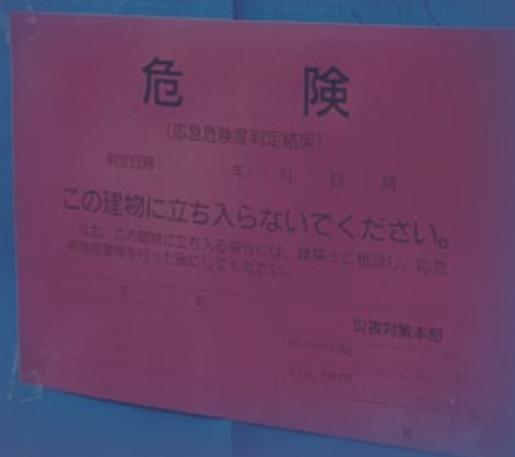


宅地・建物の危険度判定



被災建築物応急危険度判定

地震により被災した建物について、余震による二次災害の危険性を防止するため、応急危険度判定を行った。応急危険度判定の実施体制が未整備で、体制整備を検討中であったため、危険度判定の判定士の召集は、(社)鳥取県建築士会に要請し、建築士相互の電話連絡等の活動により、最終的に延べ300人を超える建築士の参加を得た。

また、判定により過大な心配や誤解を与えたり、り災証明の判定と混乱するなどのトラブルが発生したため、応急危険度判定終了後に民間判定士による個別の巡回相談を実施した。

(1) 実施時期

平成12年10月7日～20日(14日～20日は規模を縮小)

(2) 対象地域

米子市、境港市、西伯郡、日野郡の14市町村

(3) 調査人員 延べ300人以上

(4) 調査結果 調査件数 3,849件

「危険」と判定したもの 435件

「要注意」と判定したもの 1,395件

「安全(調査済)」と判定したもの 2,019件



被災建築物応急危険度判定を行う判定士

石垣や塀などにも多くの被害が発生した



被災宅地危険度判定

地震により被災した宅地について、二次災害を防止し住民の安全を確保するため、県職員等が被災宅地危険度判定を行った。

(1) 実施期間

平成12年10月20日～11月28日

(2) 対象地域 1市7町

(3) 調査人員 延べ143人(36班)

内訳：県職員 72人、市町村職員 36人、
県建設業協会員 35人

(4) 調査結果 調査件数396件

「危険」と判定したもの 139件

「要注意」と判定したもの 155件

「安全(調査済)」と判定したもの 102件

り災証明の発行

地震直後から、被災した家屋について、各市町村でその被害状況の調査を行い、り災証明を発行した。り災証明は、各種の住民負担（税金、授業料など）の減免、補助金・貸付金の交付、見舞金の支給、損害保険の算定など、官民にわたる様々な手続きにおいて被害を証明するものとして幅広く活用されるもので、発行は市町村の責任で行うものであるが、この地震では主に建築技術職員のいない町村を対象に、り災証明の発行の技術支援として民間の建築技術者の派遣を行った。

- (1) 実施時期 平成12年10月16日～12月25日
- (2) 派遣人員 延べ219人（社）鳥取県建築士事務所協会
- (3) 判定基準 神戸市作成の被害家屋調査要領を採用
※ 市町村によってはその他の判定基準を追加

り災証明の発行状況（平成13年11月30日現在）

市町村名	申請件数	発行件数			
		全壊	半壊	一部破損	計
米子市	8,292	225	1,335	6,732	8,292
境港市	2,077	292	494	1,291	2,077
西伯町	1,420	41	401	978	1,420
会見町	747	2	44	701	747
岸本町	842	0	10	832	842
日吉津村	190	1	12	177	190
淀江町	269	0	0	269	269
大山町	125	0	1	124	125
名和町	9	0	1	8	9
中山町	3	0	0	3	3
日南町	253	0	11	242	253
日野町	1,300	123	419	758	1,300
江府町	203	0	1	202	203
溝口町	1,482	163	301	1,018	1,482
計	17,212	847	3,030	13,335	17,212



町の住宅相談窓口を訪れる被災者

地震によって崩れ落ちた石垣

